

使用人・役員に社宅を提供 た場合の家賃の決め方

決めたらよいでしょう その家賃はどのように ることがありますが、 対して社宅を提供す 法人が使用人や役員

給与課税との関係

定資産税の課税標準

(その年度の建物の固

者に対する給与として扱わ 的利益の供与となり、その 供すれば、原則として経済 れます。しかし、一定の算 式により計算した金額以上 社宅といえども無償で提

> 与として課税されることは の家賃を受けていれば、給 ありません。

使用人社宅の場合

準とします。 の三つを合計した金額を基 月当たりの家賃は、 次

定 床面積m/三・三m 額) ×〇·二% 十二円×その建物の総

資産税の課税標準 (その年度の敷地の固 × O· = %

額

額が、一月当たりの家賃の 基準となります。 以上の三つを合計した金

給与課税される金額

場合には、この基準となる 金額が給与として課税され 使用人に無償で提供する

家賃を受け取っている場合 また、この金額より低い

0000 0000 〒930-0096 富山市舟橋北町7 - 15 TEL 076(441)2322•FAX 076(441)1999 http://okeya.zei-mu.jp ります。

ても課税されないこととな 準となる金額の五〇%以上 て課税されます。 には、その差額が給与とし であれば、その差額であっ しかし、その家賃が、

額)×一二%(耐用年

いれば課税されません。 れますが、五千円を受けて 六千円が給与として課税さ を家賃として受けていれば、 が一万円の場合に、 例えば、基準となる家賃 四千円

役員社宅の場合

算します。 が区別され、 に分け、その他に豪華社宅 模な住宅とそれ以外の住宅 社宅の床面積により小規 次のように計

九㎡以下) の場合 により計算した金額 年数三〇年超は床面積九 面積一三二㎡以下、 耐用年数三〇年以下は床 .. 使用人社宅と同じ算式 それ以外の住宅の場合 小規模な住宅 (建物の 耐用

> ... 次の金額の合計 イ(その年度の建物の固 定資産税の課税標準

口(その年度の敷地の固 額) ×六% 定資産税の課税標準 数三〇年超は一〇%)

れか多い金額 賃の五〇%の金額とのいず この金額と会社が支払う家 宅を借りて貸す場合には ただし、会社が他から社

... 時価 (実勢価額) 豪華社宅の場合

給与課税される金額

合には、この基準となる金 額が給与として課税されま 役員に無償で提供する場

には、その差額が給与とし て課税されます。 家賃を受け取っている場合 また、この金額より低い

はありません。 合のような五〇%以上基準 なお、使用人に対する場

いますので、 平成十七年度税制改正の目玉とし 人材投資促進税制が注目されて 以下ポイントを整理し

てみます。

2

創設の趣旨



制度の概要

だし、 限度とされています。 額の税額控除が認められます。 その増加額の二五%に相当する金 費の平均額)を超える場 費 期 の額 の教育訓練費が、比較教育訓 青色申告書を提出する法人の 当期の法人税額 (前二事業年度の教育訓 の 合には、 0 % が た

額控除を認めることにより、 ことを狙いとしています。

次の

する長期減少傾向を拡大に転する観点から、人材投資に対である産業人材を育成・強化わが国の産業競争力の基盤

じさせる。

育訓練費を増加させた場合に税 積極的に取り組む企業について、

材投資促進税制は、

人材育成

(1)

教育訓練費の総額に対し、 教育訓練費を増加させた場合、 増

争力を上昇させる。

を通じて、 企業の生産

わが国全体の 性向上・

等については、

(1)の計算に代え

青色申告書を提出する中小企業

中小企業者等の特例

主体の競

率 増 加 額 を比

(3) 個人事業者においても適用 企業者等については、の一○%が限度です。 ら控除します。 を乗じた金額を当期の法人税額か 当する税額控除 額で 個人事業者にも適用 除した割 合 用されることになっ ただし、 率 の二分の一に相比較教育訓練費の (上限二〇 また、 法人住民税 6た、中小 法人税額 %

3

適

用時期

(設例)次のケースの場合の人材投資促進税制による税額 控除できる額を、(1)基本制度と(2)中小企業者等の特例に 分けて算出してみます。

1.条件

・前々期の教育訓練費 200万円 ・前期の教育訓練費 300万円 ・当期の教育訓練費 350万円

2.税額控除額

(1)基本制度による場合

200万円 + 300万円 = 250万円 比較教育訓練費

増加額 350万円 - 250万円 = 100万円 税額控除額 100万円×25% = 25万円

(2)中小企業者等の特例による場合 比較教育訓練費 250万円

> 100万円 250万円

 $40\% \times \frac{1}{2} = 20\%$ 20% 350万円 × 20% = 70万円 税額控除率 20% 税額控除額

法人住民税控除額 70万円×17.3%(法人住民税率) 12万円

用対象となります。 場合は平成十八年から三年間で間に開始する事業年度が、個 日から二十年三月三十一日まで 法人の場合は平成十七年四月 個人の が 適

いても適用されます。(1)・2)の制度は、個

個

人事業者

に

7月号 —— 2

教育訓練費の範囲

4

ようなものが対象となります。 ために支出する費用として、 識を習得させ、又は向上させる 用 講師・指導員等経費..... 社外 人の職務に必要な技術又は 次の

関へ委託する場合の費用

教材費...... 研修用の教材・プ

講師・指導員に支払う講師料・

ログラムの購入料等

備の借上料・利用料 うために使用する外部施設・設外部施設使用料…… 研修を行

研修参加費.....企業経営の観

上必要なものとして指定した 座等の受講費用・ 含め研修全体を外部の教育機 研修委託費.....講師、 から企業が従業員の教育訓 参加費用 教材等

師の場合には対象となります。 となるので、 なお、法人格が違えば外部講 関係会社の役員が講 師

5

れることになっています。 次に掲げる役員等は対象から外さ 対 象者は使用人とされており、

使用人兼務役員

040 ** 040

講 練

6

定 対 の中小企業者や農業協同組合

場合は、常時使用する従業員数が 千人以下であれば中小企業者に該 てはまる法人をいいます(個人の

以下の法人のうち次に掲げる法 資本又は出資の 金額が一 億 円

る法人 大規模法人の所有に属してい 金額の二分の一以上が同一の 発行済株式の総数又は出 資

が大規模法人の いる法人

(注) をいいます。 次のいずれかに当てはまる法人 に掲げる大規模法人とは、

象となる中小

等があります。 企業者等には

中小企業者…次のいずれかに当

当します)。

人以外の法人

又は出資金額の三分の二以上 イの他、 発行済株式 所有に属して の総数

のうち常時使用する従業員数が 一千人以下の法人 資本又は出資を有しない法人

教育訓練費の対象者とならない者

役員と特殊の関係のある者 役員の親族

の者の親族

役員(個人の場合は個人事業主。以下同じ)

婚姻関係と同様の事情にある者

の支援を受けているもの

役員と婚姻の届出をしていないが事実上

に掲げる者以外の者で役員から生計

に掲げる者と生計を一にするこれら

円超の法人 資本又は出 資の 金額 が 億

> 数が一千人超の法人 人のうち常時使用する従業員 資本又は出資を有しない 法

その他留意点

7

(2) (1) しておく必要があります。 等(上表)については明確に区分 使 川人のみが対象ですので、役員 外部の研修に参加する場合は、 外部研修参加費用の場合

に按分する必要があります。 分は対象にならないため、 緒に研修した場合には、 外部講師を招いて役員と社員が 外部講師を招いた場合 役員部 合理的

(3) 使用人の範囲

(4) 負社員、 約社員、パート・アルバイト、 社員(試用期間含む)以外に、 教育訓練期間中の人件費、 対象となる「使用人」には、 該当しない間接費用 派遣社員等も入ります。 研 修 請契正

意が必要です。 的 社内研修施設の減価償却費等間接 等 なものは除外されているので注 開催場所までの交通費・ 旅費、

- 7月号 3

消費税届出書を提出することがで きない「やむを得ない事情」



には、

その納付しなかった印紙税

収されることになります。

とその二倍に相当する金額と

消費税の届出書を提出することが できなかった「やむを得ない事情」 とはどのようなものですか?

事業者が、その課税期間開始前に 「消費稅課稅事業者選択届出書」「消 費稅課稅事業者選択不適用届出書」

「消費税簡易課税制度選択届出書」又は「消費 税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出す ることができなかったことについて、やむを 得ない事情がある場合には、所轄税務署長の 承認を受けることにより、その課税期間から 選択をし、又は選択をやめることができるこ ととされています。

この場合、事業者は、これらの届出書を提 出できなかった事情などを記載した申請書を、 やむを得ない事情がやんだ後2か月以内に所 轄の税務署長に提出することとされています。

この場合のやむを得ない事情とは、次のよ うな場合をいいます。

- 震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、 がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又 は火災その他人的災害で自己の責任によら ないものに基因する災害が発生したことに より、届出書の提出ができない状態になっ たと認められる場合
- 1の災害に準ずるような状況又は事業者 2 の責めに帰することができない状態にある ことにより、届出書の提出ができない状態 になったと認められる場合
- その課税期間の末日前おおむね1月以内 3 に相続があったことにより、その相続に係 る相続人が新たに消費税課税事業者選択届 出書などを提出できる個人事業者となった 場合
- 以上に準ずる事情がある場合で、税務署 長がやむを得ないと認めた場合

したがって、単に届出書の提出を忘れてい たというような場合は対象とはなりません。

この場合、

倍率地域にある私道の

りません。

方式又は倍率方式によって評価した 宅地が私道でないものとして路線価

|額の三〇%相当額で評価します。

に

倍率を乗じて評価した価

額

の 三

%

相当額で評価します。

定資産税評価額を評定し、

その金額

その宅地が私道でないものとして固 を考慮して付されている場合には、

定資産税評価額が私道であること

印

紙

税 **の**

納付すべき印紙税を課税文書の作 となる課税文書の作成者が、 の「はり付け」による納付の方法 ことにより、 成の時までに納付しなかった場合 によって、 た文書に印紙を「はり付ける」 印 紙税の納付は、 印紙税を納付すること 納付をしますが、こ 通常、 その

過 怠 税 すべき、 する過怠税が徴収されることにな 合計額、 印紙税の額の三倍に相当 すなわち、

当初に納付

ります。 主的に不納付を申し出たとき ・一倍になります。 ただし、 また、「はり付けた」 調査を受ける前 印紙を از は自

場合には、 定の方法によって消印しなかった 額面に相当する金額の過怠税 消印されていない印紙 所 その私道の価額は評価しません。 通行の用に供されているときは、 なお、その私道が不特定多数の者

価

額

専ら特定の者の通行の用に供され

る宅地

(私道)の価額は、

その

補正 として、 路線価×三〇%)しても差し支えあ された特定路線価を基に評価(特定 ○%相当額ですが、 補正率を乗じて評価した金額の三 また、 率、 正 間口狭小補正率、 路 面路線価を基に奥行価格 線 価 方式の場 その私道に設定 奥行長大 Ιţ